

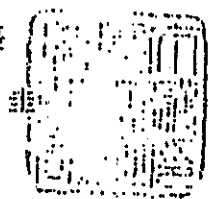
此 書

環企企第	0 1	号
環自企第	0 4	号
環大企第	6 2	号
環水企第	4 4	号
空 計 第	3 8	号
昭和 5 9 年 2 月 2 5 日		

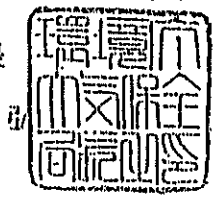
環境庁企画調整局長
正 田 泰



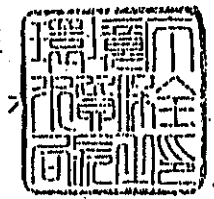
環境庁自然保護局長
山 崎



環境庁大気保全局長
林 部

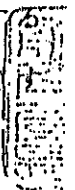
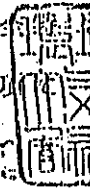


環境庁水質保全局長
佐 竹 五



運輸省航空局長

山本



関西国際空港株式会社法案（以下「法案」という。）閣議決定に際し、環境庁及び運輸省は、下記のとおり了解する。

記

1. 法案第3条第1項の基本計画は、瀬戸内海環境保別措置法（昭和48年法律第110号）第3条第1項規定する瀬戸内海の環境の保全に関する基本となる計画に適合しなければならないものとする。
2. 運輸大臣は、法案第3条第1項の基本計画を定めようとするときは、環境庁長官に協議するものとする。
3. 法案第3条第2項の政令において、同条第1項の基本計画の記載事項として①空港用地の規模及び形状、②走路の方向及び位置に関する事項を盛り込む旨規定するとともに、同項の基本計画には、環境保全に関し配慮する旨を盛り込むものとする。

4. 法案第6条第1項各号の事業を行うに当たっては、運輸省は、関西国際空港株式会社に対し、空港の設置（掘立てのための土石の採取等を含む。）に係る環境アセスメントその他環境保全対策を行うよう指導するものとする。

運輸大臣は、法案第6条第3項の規定に基づく認可を行おうとするときは、あらかじめ十分な時間的余裕をもつて当該認可に係る事業内容を環境庁に事前通知するとともに、これに対し環境庁が意見を申し述べる場合には、当該意見を尊重するものとする。

昭和59年2月9日付け覚書（環企第46号、空第26号）の記の2、4、5及び6に定める関西国際空港株式会社に対する運輸省の指導は、法案関係各条に基づくものであること。

7. 運輸大臣は、法案第17条の規定に基づく認可を行おうとするときは、あらかじめ十分な時間的余裕をもつて当該認可に係る事業計画内容を環境庁に事前通知するとともに、これに対し環境庁が意見を申し述べる場合には、当該意見を尊重するものとする。

運輸省は、法案に基づく政令及び省令の制定及び改訂に当たっては、環境庁に対し、あらかじめ十分な時間的余裕をもつて協議するものとする。